

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例
に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 電子情報処理組織による申告の特例について、本特例の対象となる確定申告書等に添付書類を添付して各事業年度の所得に対する法人税の申告を行うこととされている法人税に関する特例に係る規定を定めることとする。(第20条の2、第25条の2関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成30年4月1日から施行することとする。(附則第1項関係)